

平成 23 年 4 月 21 日

内閣府特命担当大臣
玄 葉 光一郎 殿

全国商工会連合会
会長 石澤義文
福島県商工会連合会
(全国連副会長)
会長 田子正太郎

原子力損害賠償紛争審査会が策定する賠償範囲の指針に対する要望

今般の東京電力福島第一原子力発電所事故による被災者と東京電力との賠償交渉の基準となる原発事故による損害を明らかにする指針を原子力損害賠償紛争審査会において 4 月末を目途に取りまとめることとなっている。

報道によると、同原発から 30 キロ圏内の避難住民の生活補償のほか、30 キロ圏外も含めた農漁業の出荷停止による損害などが対象とされているが、中小商工業者が原発により被った損害は全く考慮されていない。

したがって、同審査会が策定する指針に下記に掲げる事項を盛り込むよう要請する。

記

1. 原発事故により事業が継続できなくなった 30 キロ圏内の中小商工業者に対する、①生産・販売などの企業活動が停止している期間中の企業の減収分、②休業期間中に支払った地代、リース料、従業員の給与及び諸手当などの費用など、企業活動停止に伴う損害の補償
2. 原発 30 キロ圏内の中小商工業者に対する建物、機械、設備の汚染除去又は建替・買換など、原状回復に係る費用の補償
3. 原発事故により事業が継続できなくなり、結果として、廃業せざるを得なくなった中小商工業者に対する廃業費用並びに廃業後の生活の補償
4. 輸出関連産業、観光業、食品加工業など、原発事故に伴う放射能汚染の風評により生産・販売などの企業活動の縮小を余儀なくされた中小商工業者に対する損害の補償